

公布された条例のあらまし

佐賀県議会委員会条例の一部を改正する条例（条例第1号）

- 1 総務委員会の所管事項について、肥前さが幕末維新博事務局に関するものを削ることとした。（第2条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。